

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
4番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、6月23日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字上名栗字竹原地内にございます。</p> <p>譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことでした。</p> <p>譲受人の所有地についてはございません。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではほうれん草、のらぼう菜、ニンジン等の露地野菜を作付けするとのことでした。</p> <p>また、通作については自宅に隣接しているため特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字上名栗在住の教員です。農業経営の開始をしたく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は農業に関心があり、小川町にある就農準備校に1年間研修に通</p>

い、去年は秩父市にて棚田を借用し稲作を行いました。今後は、妻とともに住まいと隣接する農地にてより多くの農作物を栽培したいと考えています。

譲受人からは、ほうれん草、のらぼう菜、ニンジン等の露地野菜の作付計画が提出されています。

譲受人の所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅に隣接していますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年6月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました吉田彰宏推進委員から、何か意見等預かっていますか。

4番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。
地区担当委員の梶川政夫委員より現地調査報告をお願いいたします。

9番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、6月23日に松本健一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。
申請地は、大字坂石字梨本地内でございます。
譲受人は、農業経営の開始のために申請されるということです。
譲受人の所有地についてはございません。
譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではキャベツ、タマネギ、白菜、ほうれん草等の露地野菜を作付けするということです。
また、通作については居住予定地に隣接しているため特段の問題はないと考えます。
以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況につきましては、梶川政夫委員の説明のとおりです。
譲受人は、現在横浜市に在住している会社員です。今回、市の空き家バンク制度を利用し、申請地の隣接地にある中古住宅を購入し移住後に、自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請をするものです。
譲受人からは、今回、キャベツ、タマネギ、白菜、ほうれん草などの露地野菜の作付け計画が提出されています。
譲受人の所有農地はございません。
また通作に関してですが、居住予定地に隣接していますので、通作にはまったく問題ないと考えます。
こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。
申請年月日は、令和3年6月7日、同日農業委員会受付となっております。
次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。
1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。
2つ目、機械の所有状況ですが、耕運機1台を購入予定です。

	<p>3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。</p> <p>4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。</p> <p>6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して現地調査していただきました松本健一推進委員何から、何か意見等預かっていますか。</p>
9番	<p>同様の意見をいただいております。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
4番	<p>今回の申請農地に隣接する譲受人が住む予定のこの家は、築何年の物件ですか。</p>
事務局	<p>飯能空き家バンク制度を活用して住む予定の家ですが、昭和41年に建てられた物件です。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたします。</p> <p>それでは事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、6月23日に古谷英紀推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字阿須字坊ヶ谷戸地内でございます。</p> <p>農地の現状は、作付けは無く、保全管理されております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、隣接農地が1筆ございますが、土地所有者から同意書をいただいておりますので特段の問題はないと考えます。</p> <p>現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、大字阿須で建設業を営む法人です。</p> <p>ここ数年、建設業全般における建築棟数の増加に伴い、工事業の発注件数が増加しており、既存の資材置場では、増加する資材を置くスペースが手狭となり置場の確保が困難な状況です。このままでは、資材を高く積み上げることとなり、作業員が非常に危険な状態となることから、現在の状態を解消するために、所有地と隣接している今回の申請地を取得し、資材置場といたく申請をするものです。</p> <p>申請年月日は、令和3年6月7日、同日農業委員会受付となっております。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p>

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました古谷英紀推進委員から、何か意見等預かって 있습니까。

10番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私

ですので、地区担当委員の肥沼健一委員より現地調査報告をお願いいたします。

5 番

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 2 について、6 月 2 1 日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字岩淵字前ヶ貫地内にある畑 1 筆 4 9 9 m²です。

農地の現況ですが、作付けは無く保全管理されておりました。

周辺農地への影響ですが、隣接する農地がございしますが、土地所有者から同意書をいただいておりますので特段の問題はないと考えます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 2 について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、肥沼健一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、飯能市大字赤沢の両親の住宅にて夫婦及び子どもで同居生活をしております。

申請人は、子どもが生まれたことをきっかけに、自然環境が豊かな場所で家庭菜園などをしながら生活していきたいと考えていたところ、農のある暮らし「飯能住まい」制度があることを知り、制度を活用し、申請をするものです。

飯能住まい制度としては 3 5 件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和 3 年 6 月 7 日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第 2 種農地に該当します。

次に、転用に関する 8 つの審査基準についてご説明します。

1 つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、建築費に対し、自己資金および融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2 つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3 つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4 つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の

見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

5番

特に意見はございません。

議長

同行して調査しましたが、肥沼健一委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の肥沼健一委員より現地調査報告をお願いいたします。

5番

整理番号5-3について、6月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上畑字中畑地内にある畑2筆351㎡です。

農地の現況ですが、柿の木1本と桑の木1本が植樹されていますが、それ以外は保全管理されておりました。

したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、肥沼健一委員の説明のとおりです。

申請人は現在、川越市の借家住宅にて夫婦2人で生活しております。

申請人の両親は、鴻巣市在住で、健康面での不安があることから、両親との同居生活を考えており、現在の住まいは借家であり、リフォームや建替えができないことから住みかえを検討していました。

そうしたことから候補地を探していたところ、農のある暮らし「飯能住まい」制度があることを知り、制度を活用し、申請をするものです。

飯能住まい制度としては37件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年6月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、造成費に対し、すべて融資にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことではないと考えております。

	<p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。</p>
5番	<p>同様の意見をいただいております。</p>
議長	<p>同行して調査しましたが、肥沼健一委員の説明のとおりです。 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農地の権利取得における下限面積の設定について審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第3号農地の権利取得における下限面積の設定について説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細については担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第3号農地の権利取得における下限面積の設定について、説明いたします。 飯能市における下限面積につきましては、総会にお諮りし、精明地区が50a、山間5地区を農地法施行規則第17条第2項に基づく5a、その他の区域を農地法施行規則第17条第1項を適用し、30aで設定しております。 この下限面積につきましては、経営体数、農地面積、遊休農地面積等が</p>

毎年変化していること、農地利用状況調査の結果等、状況にあわせて対応するため、毎年総会で審議することになっています。また、審議結果につきましては、理由を付して公表することになります。

5月総会のその他で事前に説明させていただいたところですが、本年の下限面積について、ご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたします。
続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第4号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第4号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は、長ネギなどの露地野菜です。

販路としては、主にうどんを製造している会社への販売です。

整理番号2番の方は、利用権の設定の更新になります。

経営作物は主に多品目の固定種などの露地野菜を作付けしております。

販路としては、主に個人宅への販売や市内のお店、飲食店への卸しなどです。

整理番号3番の方は、利用権の設定の更新になります。

前回組合から株式会社化したことに伴い、設定していたものを、更新するものであります。

経営作物は、主に栗やブルーベリーを作付けしております。

整理番号4番の方は、新規での利用権の設定になります。
経営作物は、主にじゃがいも、かぼちゃ、エダマメのほか様々な品種の露地野菜になります。

整理番号5番の方は、新規での利用権の設定になります。
経営作物は、主にきゅうり、かぼちゃ、落花生等の露地野菜のほかスイカ、びわなどの果実になります。

整理番号6番の方は、利用権の設定の更新になります。
経営作物は、主に大豆、小麦、菜種などを作付けしております。
販路としては、飲食店への卸しを行っています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。
説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。
続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。
事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和3年6月飯能市農業委員会総会を閉会します。